

## 年金

**少子化する社会の  
老後を支える  
国民年金**

かつてのベビーブームの時代には、年間に270万人も子どもが生まれていましたが、昨年生まれた子どもの数は、115万6千人（厚生労働省発表）で、前の年より1万5千人も減り、少子化が一段と進んでいます。この急激な少子化の進行は、将来の経済社会に大きな影響を及ぼすことから、厚生労働省も「少子化対策プラスワン」を策定するなど、政府をあげての少子化対策が進められています。

その一方で、平均寿命は、女性が85・2歳、男性が78・3歳となり、特に65歳時点での平均余命においては、女性が22・6歳、男性が17・9歳と、5年前に比べてもそれぞれ1・0歳、0・8歳伸びています、数字の上でも長寿が裏付けられています。

長寿であることは、とても喜ばしいことです。しかし、これからの少子化の時代を迎

えるためには、長い老後の生活保障をどのように確保するかが、とても重要となり、今までのように自分の子どもに頼るだけでは、もう万全と言えなくなってきました。

また、貯蓄を行うことも大切なのですが、これから先の経済状況がどうなっているか、そして、自分は何歳まで生きて、そのためにはどのくらいの備えが必要なのかなどは、誰にも分からないのですから、貯蓄に頼るといっても、十分と言いつつ切れないのではないのでしょうか。

つまり、これからの少子化の時代においては、社会全体で老後を支える仕組みであり、物価スライドにより受け取る年金の実質価値が変わらないうえに、一生涯、年金支給を保障する国民年金などの公的年金の果たす役割が、ますます重要になってきます。

少子化の時代にも安心できる老後を迎えられる、その日のためにも、若いころから国民年金の保険料を忘れずに納めていくことが、とても大切なのです。



## 税

**年末調整は  
重要な手続です**

**年末調整とは？**

年末調整とは、その年最後の給料やボーナスが支払われるときに、それまでに給与などから源泉徴収された所得税の合計額と、その年中の給与の支給総額について納付すべき税額（年税額）とを比較して過不足額の精算を行うことをいいます。

この年末調整は、勤務先で給与所得者ごとに行われます。給与所得以外に他に所得のない大部分の給与所得者にとって確定申告に代わる役目を果たす重要な手続です。

**年末調整の対象となる方**

年末調整は、原則として勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している方で主に次に該当する方が対象となります。

- 1年を通じて勤務している方
- 年の途中で就職し、年末

まで勤務している方  
○ 年の途中で死亡により退職した方

**年末調整の対象とならない方**

年末調整は、主に次に該当する方は対象となりません。このような方は、自分で確定申告をして税額を精算することになります。

- 本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 2か所以上から給与を受けている方で、他の勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している方

○ 年末調整を行うときまでに「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない方

**年末調整に必要なもの**

年末調整で各種の控除額の精算を行うには、次の各種申告書等を勤務先に提出する必要があります。

- 給与所得者の扶養控除等申告書

この申告書は、扶養親族などがいない場合にも提出してください。

- 給与所得者の配偶者特別控除申告書

この申告書は、本人が生計を一にする配偶者（一定の所得金額以下の配偶者に限りません）を有する場合に提出してください。

- 給与所得者の保険料控除申告書

この申告書は、国民健康保険や国民年金の保険料などの社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、損害保険料を本人が支払った場合に提出してください。

- 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

この申告書は、税務署長が発行した「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」等を添付して提出してください。

**問い合わせ**

役場税務課町民税係

☎ 9 8 5 1 4 1 1 0

松山税務署

☎ 9 4 1 1 9 1 2 1

